

関係団体等へのヒアリング【概要】
(期間:令和8年4月～5月)

1 本条例の課題について

【ア 啓発および学ぶ機会の確保】

令和 6 年に当団体の全国大会を開催した際に、手話通訳者を大型スクリーンの画面内に映す通訳を試みたが、ろうあ者の方から画面が小さくとても見にくいと指摘を受け、急遽ステージ上での手話通訳に変更した。この経験から、考える際に、当事者の参画も得ながら意見を反映させること、また、日頃から顔を合わせてコミュニケーションをとり、お互いを知ることが大切と考える。それにより当事者にとって本当に必要な配慮がなんであるかの理解を深めていくことにつながるのではないかと考える。

発達障害者の意思疎通に関する研修会には参加しているが、他の障害に対する研修会の情報は入ってこず参加したことがない。啓発のパンフレットなども特に目にすることがないため、せっかくの条例が活かされていないように感じた。

一般市民を対象としての、本条例に基づく具体的なアクションを県独自で起こし、全体としての範となるべきではないか。

「失語症」の認知度が低く、一般的に知られていない事はもちろん、医療機関や行政機関においても「話す事のみが難しい障害」と誤解をした対応になっている場合が多い。または「コミュニケーション困難」とされ、情報保障されない事が多い。失語症者の数や困り事など、実態が十分把握できていない(厚生労働省が今年度から実態調査を行っている)。年 1 回の県民向け講座を行っているが、参加者が少ない。毎日新聞に取り上げられたが反響はあまりなかった。

音声言語が主流の社会の中で、見えない障害(聴覚障害)に伴う社会的障壁を把握し、「精神的孤立」や「社会的な生きづらさ」を県民全体で学習することが必要であって、自治体の取り組みに今一つ弱いところがある。県が市町に対して、啓発・普及のモデルを提示していただきたい。

手話や点字を啓発する機会が少ない。

発達障害は意思疎通の障害とも捉えられるため、意思疎通を保障することは発達障害児者にとって重要な位置づけとなる。この意思疎通を幼児期から実現することがとても重要である。

幼児期及び学童期の大きな成長をする時期に、しっかりと親や社会と関わりをするために意思疎通ができる状況が必要だからである。児童発達支援事業で取り組まれている意思疎通支援を(費用面、人材面で)強化し、十分に意思疎通ができる環境を幼児期から整備できる体制が重要だと考えている。

県民に向けた啓発や、出前講座等の実施がどのようにされたか目にするのではなく、また企画立案実施に際し、当事者団体、支援者団体に相談や意見集約があったのか不明である。何を知らせてもらうのか、どう正しく伝えるのか工夫が必要。

中途失聴・難聴者が自分自身の障害特性を学ぶ機会を持てないため、受容や対処法が浸透していない。そのためリハビリ機能が整わず、生活に支障を生じていると聞く。手話以外をコミュニケーション手段とする当事者だからこそその課題と認識してほしい。また要約筆記派遣制度へのアクセスや利用方法が当事者へ伝わりにくい状況がある。市町の窓口対応職員にも制度利用の方法を学んでもらい、必要とする方への適切で積極的な利用が推進されることを期待している。

障害者の方の現状が正確に把握されていないように思われる。どのような障害を持っておられる方がどの程度おられて、生活の中でどのように困っておられるのかなど正確に把握し、県民の方に広く周知をしていく必要がある。県民講座やパンフの配布等では不十分であり、公報やマスコミを使った広報活動、幼・小・中・高など学校教育への取り入れ、日常生活で考える機会になる行政の取組みなど身近に考える機会を提供していくことが重要だと思う。

野洲市障がい者自立支援協議会を運営しており、障がい特性についての理解をすすめる取り組みは実施しているが、繰り返し研修や学びの場を活用して障がい者の意思決定支援のための知識を高めることが必要である。

意思疎通の促進が進む一方で、聴覚障害者と健聴者の接する機会は依然として限定的である。また、手話に対する心理的ハードルの高さから、活動に反して意思疎通の手段は満足に普及していないと感じる。健聴者には「障害者を相手にする」という心理的な障壁があり、聴覚障害者には「相手は健聴者だ」という心理的な障壁がある。今後の啓発においては聴覚障害への理解が進まない現状を正しく認識し、意思疎通の手法を広める以前に、心のバリアフリーを浸透させることが必要である。

改正障害者基本法を踏まえて手話は「言語」とであると明確に示す必要がある。

そもそも本条例について、どれほどの方に周知がされているでしょうか。当圏域では、各市の

自立支援協議会等で少しふれられたことがあったように記憶していますが、我々関係機関だけでなく、地域住民の皆さんに向けても広く周知していく必要があるのではないかと感じます。

聴覚障害者イコールろう者または手話を主なコミュニケーション手段としている人のイメージがあり、難聴者・中途失聴者の存在感が、ある意味希薄である。その分、聞こえにくい人への合理的配慮に遅れが見られる状況にある。

福祉分野では地域共生社会という言葉を見聞きする機会はあるが、一般的にはまだまだ周知されていないと感じる。関心が及んでいない。

どのような障害者がいて、どの障害は何に困っているかを広く啓蒙する必要がある。

【イ 環境の整備】

市町の役所や支援機関等公的な所における物的環境の見える化を改善して欲しい。尋ねなくても分かり易いように。役所はすっきりした働きやすい環境でない。整理整頓清潔清掃な職場環境にするべきである。

・当団体内での会議でも、あらかじめ手話通訳が必要な方が参加されるかどうか確認し手話通訳者の派遣要請を行っている。早い時点での参加者確認と万が一その当事者が当日欠席した時の経費の負担など、課題はあるのではないかと。またろうあ者一人に対して、複数の手話通訳派遣が必要だが、それが叶わぬ時があったので、人材確保や育成も必要と考える。・手話通訳者や触手話通訳者、要約筆記者の派遣費用や、点訳資料の作成費用が高額なため、通訳等を用意したくても断念せざるを得ないケースもある。結果として当事者が不利益を被ったり、ともに学ぶ・交流する機会が少なくなることが一番の課題であると思う。情報保障は権利であり、社会参加の基礎なので、事業者が費用負担を理由に合理的配慮を躊躇することがないように、派遣等にかかる費用は県として財源確保いただきたい。

40 時間の養成講座を年 1 回行い、支援者登録 30 人まで増えたが、修了者のスキルアップ研修が予算不足で十分できていない。派遣事業は「団体から依頼される集いへの派遣」しか行えていない。「個人から依頼される外出同行支援」が行えない。事務局機能の脆弱さ(人手不足・予算不足)が一番の課題。

福祉施設に勤務する聴覚障害者が、職員としての必要なスキルを身につける過程の中で、福祉関係団体で組織された連合会のようなところが実施している研修会があり、財源として手話通訳者の派遣費用まではとても捻出できないと言われたケースがある。国による助成金の

制度もあるが、職員が特に勤務先の承認を得るわけでもなく自発的に研鑽したいとして受講した場合などは、対象外となる。そのところの隙間を埋めるための支援があれば良いと思う。聴覚障害者が学ぶ権利が保障されるべきである。

手話通訳者や要約筆記者の支援体制が十分ではなく、学校では障害のある児童・生徒や保護者への十分な意思疎通支援を提供できていない。

市町によって提供が可能な支援の差が違っていると感じる。また、限定的でもあると思うので、提供体制が更に拡大化することが望ましいと考える(時間数など)。支援を要する方が実際に支援の利用を依頼される際に、相談窓口や流れが分かりづらいと仰る方が多い。

例えば会議や研修が行われる場合、開催文に手話通訳者の手配等の障害のある方に対する配慮について記載されているものはほぼ見かけない。合理的配慮の提供義務があるので当然のことだから記載が無いのか、そもそも想定されていないのか主催者でないとわからないため当事者にとっては参加を希望することにためらいが生じる可能性がある。仮に手話通訳者等が必要な聴覚障害者が参加を希望してもすぐに手配できるような体制にはなっていないと思われる(1か月前までに申込みが必要等)。

手話通訳者、要約筆記者等が必要時にどこでも提供できる体制の確保。

意思疎通の手段として、条例では、「手話、筆談、点字、拡大文字、手書き文字、触手話、指点字、平易な言葉、実物または絵図の提示、身振り、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、代読、代筆、盲ろう者向け通訳、字幕、代用音声、文字盤、重度障害者用意思伝達装置」等、さまざまな意思疎通手段があるにもかかわらず、それを使う環境の整備が行き届いていないと思う。公共のインフラや企業、個人の日常における分野にまでもっと浸透させていく必要があると思う。

支援を受ける手続きのハードルが高いと感じる。例として手話通訳者の派遣には、依頼料以外にも資料提供や打ち合わせなど、入念な準備が必要である。一回の派遣にかかる費用的・時間的コストを考慮したとき、経験がある場合でも負担に感じる時があり、ましてや依頼した経験のない団体・個人にとっては高いハードルとなりえる。気楽に意思疎通等支援の提供を受けることができず、環境を利用することが困難な実情がある。

緊急時や日常的なコミュニケーションで利用できる視点が必要。

【ウ 人材の確保等】

養成講座の定員を 10 人程度で募集しているが、定員に達する事がほとんどない。支援者の居住地に偏りがあり、県北部への派遣が難しい。指導者研修を修了した言語聴覚士が 15 人いるが、活動できる時間がとても限られている。派遣を希望する団体が増え、派遣数が増加したので、主に言語聴覚士への謝礼の減額で対応している。

手話通訳者が少ない。

県内の状況を見ると、手話通訳者の平均年齢は高く、担い手不足は深刻。専任手話通訳者の欠員が生じている自治体は複数あり、通訳者を募集してもなかなか応募がない状況(専門の資格が必要であるにも関わらず待遇は低く、専任手話通訳者の高齢化率は深刻であるが、自治体には切迫感が見られない)。登録通訳者についても、仕事を持っている人が多く、今後、通訳者の確保が困難になる懸念がある。

生活の中で支援を要する場面は多くあるため、意思疎通等支援者の増員は課題と言えると思う。

今回、提供していただいた資料を見ていると手話通訳者が令和 4 年度の登録で 138 人と県民の約 10 万人に 1 人という実情になっている。これは、障害者の意思疎通を円滑に進めていくために、あまりにも少なすぎると思う。なろうとする人が少ないのか、なろうとしても生活が成り立たないからなれないのか、ボランティアやなろうとされる方の善意に頼っているだけのようにも思う。行政がまずはリーダーシップを発揮されて、なり手の確保に努めていただくべきではと思う。

・市や圏域単位で手話講座が実施できるように企画していただくことが必要。講座の開催の財源確保も含めて、手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通等支援の提供体制を整えることが必要だと考える。

手話通訳者までいかなくとも、手話が使ってコミュニケーションを取れる人が当たり前に増えてくるとよいと思います。行政などで取り組んでおられる、養成研修等についても広く周知してもらえるとよいのではないのでしょうか。

男女共に体が元気に動く限りは生涯にわたり働きたい人が増加しており、手話・要約筆記など養成講座の受講希望者が減少している。また、認定試験の合格率が低いと思うほどに通訳者が増えず、担い手不足が発生している。

障害福祉に関わる職員など一応の情報は理解しておいて欲しいので各市町の担当者が集まる機会には県の方が中心になって勉強会など重ねて行けば知識も広がる。

【エ 情報の発信等】

啓発に向けた県行政の動きが活発化しつつあることは大きな前進と捉えています。その上で、こうした事業も内輪(家族・支援者等)に限定した取組みとならざるを得ない面があり、自閉症という障がいの認知を不連続に広げていくことが必要と考えます。ブルーライトアップが彦根といった閉じた取り組みでなく人口密集地域の天津・湖南地域などでもっと発信力ある取組みにするなど内輪から打破した取組みを県と連携して行きたいと思います。

これまで甚大な災害のない県であることは幸いだが、そのために聴覚障害者対象の被災を想定した体制づくりが遅れているように感じる。障害特性ゆえに聴覚障害者は音声情報から疎外され、置き去りになりがちである。県・市町・当事者・地域住民・支援者が一体となつての十分な支援体制検討が必要と考える。

当団体では防災支援プロジェクトにて障害当事者の防災に関する協議を行っている。その中で今年度市社協の方と共に、地域の方々を対象とした HUG ゲーム実施を通じ、障害のある方が避難に来られたらどう対応するかといった内容で企画実施検討している(その企画検討の中には関係者以外に地域の方もいる)。その意見交換の中で、「理解」と言われるととてもハードルが高く、まずは「知る」ことから始めて、何に困られているのかを発信してもらう方が良い・教えてもらわないとわからないという声が上がっている。現実、そんな感じだろうとは思っていたが…。現状、共生社会条例含め、この条例があることをまずは知ってもらうところという段階であると感じる。

【オ 情報通信機器等の利用方法の習得に係る取組】

誰もが取り残されないための ICT 活用が進んでいない。

・各行政および支援機関でも情報通信機器等を活用されているところは多くはないのが現状であり、情報通信機器の活用によって当事者が相談しやすい環境を整えていきたい。聴覚障がい者のみならず、難聴までは至らない高齢者等の聴力が弱い方の利用にもつながるようにしていきたい。

例えば、日本財団が啓発すべき事柄であるかも知れないが、電話リレーサービスのようなシス

テムが整備されても、使いこなせない人がいる。むしろ、そのような人達の方が多い現状にある。災害時等で聴覚障害者にメリットがある機器等については、行政も積極的に関与し普及に力を入れることが必要。

【力 事業者による環境の整備】

発達障害者が働きやすい意思疎通を図れる人的資源育成、物理的環境等促進が必要です。

出前講座などを実施されているということだが、なかなかその機会に恵まれない場合もあると思うので、各事業者による成功事例や失敗事例を集めて、ホームページ等に掲載していただきたい。手話や点字に限らず、特に重度知的障害や発達障害などの人たちへの意思伝達支援や意思確認のツールや方法などについても取り上げていただきたい。

事業所の努力義務を示しただけで、事業所の具体的な対応の詳細が示されていない。これでは果たして、事業所はどのように対応したらよいかわからないのではないかな。

公的機関職員やサービス事業者等への更なる理解促進のための研修の実施。

合理的配慮という言葉は広まっても具体的な提供まで至っていない。特に意思疎通支援者の派遣など事業者が費用負担が生じる場合は事業者が配慮したくてもできない事例もある。

合理的配慮に関し、意思疎通支援者の派遣は費用がかかるため、聴覚障害者も音声認識アプリを活用し会議などに参加できるようになった。しかし就労の環境において当事者対応が豊かではないとの声を多く耳にする。また災害時、健聴者と同様の行動ができない障害特性への深い理解と周知が、事業者にも必要ではないかな。

【キ 学校等の設置者による啓発等】

高校入試、大学入試等における意思疎通を図れる体制を促進する必要がある。高校での通級指導教室を全部の公的高校に設置して、発達障害者にとって学びやすい環境(人的物的)が必要です。現状2高校のみです。

学校や福祉事業所などへ郵送やメールで一方向的に情報を渡すだけでは現場の職員まで回らないため、現場職員向けの研修会などの機会があってもいいのでは。(学校や放課後デイの現場職員への聞き取りでは、そもそも条例ができたことも、その情報を目にしたこともない、とのことでした)

特別支援教育コーディネーターが実態として機能しているかは今一度総点検していくことが急務と考えます。また、教育現場(先生)のみで対処しようとせず、福祉とも連携した対処を仕組みとして回せる体制づくりが必要と考えます。

高齢者に対する理解啓発(特に認知症)については、授業の枠の中で設けられていることが比較的多いと思うが、障害に関しては少ないと感じる。わが子からも聞いたことがない(車いす体験はしたという程度)。福祉教育を実施されている社協さんから聞いた情報であるが、とある小学校で…福祉教育の枠組みの中で、発達・精神疾患の方の理解に関する企画の提案をしたところ、特別支援学級の児童に対する理解が、この研修により間違った形で伝わってその児童の見方が変わるようなことがあっては困ると懸念を示されることがあったと聞いている。伝え方次第であると思うが…これが現状なんだろうと感じたエピソードである。

がん教育は全国でも実施されるようになってきたが、基本は教育だと思う。共生社会とはどういうものなのか、から教育で各人に人権やどの様な障害を持ったヒトがいるのか教育が必要。

【ク その他】

市町立幼稚園や小中学校の設置者である市町教育委員会等に対する周知が十分でないことが課題であるとする。

第12条調査研究の推進等については、具体的な成果が表れていないように見受けられる。逐条解説の中で具体的な調査研究項目を明示し、その普及を図りたい。

意思疎通の手段と言語の違いが分かりづらい。

当法人は、きこえない・きこえにくい方の言語を尊重し、意思疎通支援を担う組織として、県ろうあ協会の意見を全面的に尊重・支持いたします。私たちはこれまで、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の「2本立て」での制定を求めてまいりました。全国42道府県(※滋賀県を除く)で手話言語条例が成立している社会的潮流からも、本県での早期制定は不可欠です。ワーキンググループの設置は歓迎しますが、より開催回数を増やし審議を加速させるべきです。なお、現時点では具体的な課題や施策の全体像が明示されておらず、当事者への情報共有も不足しているため、本アンケートの実施意図や目的が極めて不透明であると言わざるを得ません。まずは明確な判断材料を提示し、当事者の声に根ざした実効性のある条例作りを進めることを強く求めたいと思います。

これまで2本立て条例(手話言語条例、情報コミュニケーション条例)制定を主張してきた。今の社会的流れでは、この考えに間違いなかった。今年4月現在の手話言語条例成立地方自治体は42道府県(滋賀県は含まれない)である。手話施策推進ワーキンググループ設置を歓迎するが、開催回数を増やして効率的にすすめるべき。よって、本条例の課題については具体的施策がみえないため障害者における情報共有もなく、このアンケートの意図が不明である。

2 条例施行後の変化について

・当団体の総会の議案書も、当初は利用者のことが記載されているページのみの「ルビ打ち」をしていたが、条例が制定されたこともあり、3 年前から総会議案書全頁に「ルビ打ち」をすることにしたり、開催案内や当日レジメは全て「ルビ打ち」に変更した。

特に変化を感じた場面はなし。そもそも条例の周知が進んでいないように感じる。

条例により目標を掲げただけで終わっているのではない。これでは意味をなさない。各障害別の現状を把握した具体的なアクションの起点にするため、今回の振り返りを機に要望する必要がある。

1.失語症支援事業は令和 4 年度から始まったが、条例施行があったので事業が開始できたと感じる。2.他の意思疎通支援事業の経験と実績を参考にして、失語症支援事業も進めていきたいが、情報入手が困難。3.市町との委託契約の交渉ができていない。4.失語症当事者と家族などから「事業の進展が遅すぎる」と指摘されている。「失語症に対する支援がない」と諦めの声も聞いている。失語症者を支援する関係者から「個人への派遣はまだか？」と問い合わせが増えた。5.少しずつではあるが事業が進んだことで、予算とマンパワー不足が大きな壁となっている。次の段階に進むことが難しい。6.世間の失語症への関心は低いまま。行政においても「地域支援事業等実施要綱」で「等」の表現に含まれている事が認知度の低さに繋がっていると考える。

良かった点としては、条例施行前と比較して、不十分ながらも社会的認知の向上がみられること。各市町においても「推進協議会」が設置され、当事者の声を拾い上げていること。課題としては、理念が先立ち、具体的な施策が伴っていない部分も見受けられることです。また、当事者の実感として、あまり変化を感じられないといった意見があります。

・市町によって差がある。・代読・代筆サービスが必要な時に時間差なく受けることができない。

本条例の主眼は聴覚障がい者と思いますが、自閉症をはじめとする発達障がいの啓発に向けた県行政の動きが活発化しつつあることは大きな前進と捉えています。

前文において、私たち県民が目指す共生社会を指し示していることを高く評価する。しかしながら、意思疎通が難しいことにつけ込んだと思われる事案が発生している。条例の施行に伴い、普及啓発事業に財政上の措置が講じられ、知的・発達障害分野においては疑似体験による障害理解が深まった。しかしながら、受講者はまだまだ限られており、普及啓発事業の継続が必

要である。

手話による意思疎通支援に関して言えば、市町における手話奉仕員養成講座、意思疎通者派遣事業や手話通訳者養成等は、条例施行前から実施されており、条例施行による変化は感じられない(行政の通訳者設置の状況や、通訳者の身分保障・待遇等も改善していない)。啓発について、足元(県議員、県職員等)への啓発がされていない。県議員よりあいさつ文の提出は不要、内容は頭の中にあると言われ、大会時に資料がもらえなかった例がある。これは、聞きたい知りたいという県民の気持ち、正しく伝えたいと思う通訳者の気持ちを見え、情報を受け取る機会を失くす行為である。

障害の特性に応じた意思疎通については条例の有無に関わらず、その姿勢をもって対応をしてきましたので、特に条例施行前後の変化があるとは言えません。条例が施行されたことで更なる意識付けにはなったとは思いますが、障害者支援に携わる専門分野の従事者ではない一般住民の方々にもっと広く認識・理解をして頂けるようにすることが重要と考えます。

条例施行の前後で変化はあまり感じられない。身近に聴覚障害者等がいない場合は関心が低いと思われる。

①条例と養成のズレ:県の条例には「意思疎通支援者の確保・養成に努める」と綺麗に書かれていますが、実際の養成現場では「初心者を増やす施策(市)」と「専門職を育てる施策(県委託)」に分断されており、条例の理念が現場のシステムに反映されていません。②県と市の連携不足:「手話奉仕員(初心者)」は各市の事業、「手話通訳者(専門職)」は県の委託事業と、管轄がバラバラです。市でせっかく学習者が増えても、県への橋渡し(ステップアップの支援や情報共有)が不十分なため、連携の糸口が見えなくなっています。

昨年度の障スポ会場での要約筆記ボランティアの配置が良かった。当大会が初回という各会場の「カームダウンスペース」は当条例および合理的配慮に即した素晴らしい設置と感じた。しかし要約筆記に関して言えば、暮らしの中での派遣利用は減少傾向にある。県民の制度周知・当事者の理解促進のためにも県主催行事に毎回、要約筆記をつけていただくことが望まれる。

県のやられている施策を十分把握できてないので、批評が難しいですが、一般的な感覚としては、あまり変化を感じないとの印象を持っています。

・特に実感できることはありません。

障害への関心は高まっていると感じる。手話を習得したいと考える人も増え、条例制定前と比

較してよい風潮であると実感できる。しかし、聴覚障害に対する認知度は十分でない。特に、聴覚障害を有する当事者視点では大きな変化はなく、健聴者との間にある障壁はいまだに存在している。そのため、条例による取り組みの成果が可視化される社会にしていくことが求められる。

課題、条例があまり知られていない。

正直、あまり変化は感じません。

合理的配慮の趣旨を逆手に取り、合理的配慮を提供しないケースが増えている。法律や条例の意義が理解されておらず、施行して終わりではなく、研修や啓発活動の強化が求められる。

知っている人が少ない(関係機関ですら、十分にご存じないと思っている)。現状、共生社会条例含め、この条例があることをまずは知ってもらうことだと思う。

変化は、ありません。

施行前後で日頃くらしている社会を見回しても特に変化は感じない、人と人のどうあるべきか、よりよくするには日頃から何に気を付けていけば良いのかなど、条例の本質に沿って県職員から市町の職員へ広げて行く。そこから市民との接触が多い職員から市民へ広げて行く。時間は掛かるので振り返りも必要になると思う。

3 本条例の周知について

市町にポスター掲示して、理解、関心を持つ入口としては如何でしょうか。ポスターから QR コード利用による情報を知ってもらう、理解してもらう。出前講座のことも周知できる。ポスターは掲示している間は、誰もが知ることが出来る。

残念ながら県民に対する周知はまだまだではないか。当団体でも「ろうあ者や視覚障害者のこと」と捉えがちである。しかし福祉事業所では、知的障害や発達障害、精神障害のある人に対して、すでにルビ打ちや絵カードの提示などの実践は進んでいると思われ、企業でも様々な意思伝達についての取り組みや合理的配慮が行われているのではないか。その実態について広く収集し、好事例集などにまとめ、あたりまえのこととして、この条例とともにアピールする必要があるのではないか。加えて、この条例に対する思いを当事者自身が発信する場も必要ではないか。

興味がない人への情報提供は非常に難しい課題かと思うが、少なくとも学校や福祉事業所対象の研修会などでは積極的に講座内容に含めてもらえばいいのではと考える。(ここ3年の間に福祉事業所職員として児発管など複数の研修を受けているが、研修の中で本条例の話題や講義を聞いた記憶がありません)

一般市民を意識したムーブメントを作っていただきたい。スポーツイベント等の特定の障害者の活躍をクローズアップするだけでなく、施設で働く障害者をはじめ、滋賀で努力している「今」をアピールしていく、市民とつなぐ仕掛けを考えてほしい。

市町立学校園の設置者である市町教育委員会等にもアンケートをとることで、条例の見直しの検討に向けた県内の状況をより把握できるのではないかと考える。

1.メディアの活用。2.意思疎通支援事業の予算増額と運営サポート強化。

県としては、市町や当事者団体を活用し、方策の一つとして啓発事業のための補助金制度を創設すること。(参考例*滋賀県地域総合センター運営費補助金)手話通訳者や要約筆記者、点字翻訳者の養成講座を拡充し、若者への浸透を図りつつ養成を行うこと。

・広く一般県民ではなく、当事者の間だけの周知になっている。・パンフレットの全戸配布。・自治会への出前講座。

・当事者・家族や支援者に閉じず、広く周知していくための施策(例:ブルーライトアップの大

津・湖南地域への展開と報道機関連携や SNS 活用等の様々な情報発信)。2022 年に彦根で開催した本条例施行前のタウンミーティングは、聾や発達障害、知的障害の関係者が登壇して意思疎通に関する意見を交換するイベントで、障害の種類を越えた課題を共有できたと思います。イベントを通じて、広く意思疎通の重要性を広げる方法もあると思います。

今回のアンケートの期間も短く会員の声を聞くことができなかった。もっと時間的余裕をもって進めていただきたい。アンケート、意見を求められていることを知ることも啓発、周知の一つだと思われる。

・ピアサポーターと連携し、周知のための活動を共に行う等(ピアサポーターの活躍の場の提供)。

実施されていると思いますが、滋賀県 YouTube チャンネルや広報誌「滋賀プラスワン」による周知の強化。

「この条例が今、どこまで普及しているのか」「実際にどのような理解啓発活動が行われているのか」という実態がまったく掴めない状況にあります。行政側の「周知に努めている」という姿勢は理解できますが、現在の発信方法では実効性や実績が見えず、情報の不透明さを感じざるを得ません。

県民に身近な条例として意識してもらうことが大事。中途失聴・難聴者は、特性ゆえに困っていても自ら発信する意識が低い。各地区の民生児童委員・自治会などを対象に、周知と啓発を重ねることで、条例の意味や制度活用の認識向上につながる。

教育現場やマスコミ、SNS などのネットをもっと有効的に活用するべきだと思います。例えば、今年は冬のオリンピックがありました。オリンピックの後に開催されるパラリンピックの認知はある程度されるようになってきましたが、デフリンピックの認知度はまだまだ低いと思われます。これは、行政の周知やマスコミ等での取り上げが不十分だからではないでしょうか。

・今は関係機関の窓口などに訪問される方は限られており、ネット情報の方が本条例の周知につながりやすいと考えています。項目ごとにショート動画などが見られるようにしていただくと具体的な内容が理解しやすいと思われます。

聾話学校では、聴覚障害者支援の取り組みを精力的に行っている。その経験より、小学生から大学生まで、学生に対して広く啓発することが効果的だと考える。総合的な学習の時間や人権学習を通して、聴覚障害への支援の実態を周知したり、聴覚障害を有する学生と交流したりす

ることで、障害への関心を引き出せると考える。また、学生に対して講義するだけでなく、学生に実情調査および報告を依頼することも手法の一つとして提案する。また、SNS 等の活用も積極的に行っていただきたい。県の公式アカウントを用いて一日にひとつ手話を投稿したり、短い動画の中で聴覚障害を有する人同士の世間話を実演したりと、入りやすい入口を用意することで、条例への関心を集められると考える。

・市町の市民、企業向けに研修を実施している課に周知する。〇〇フェスタなど、様々な催し物にブースやパネルを出展し、大多数の人に周知する。WEB 広告。

福祉圏域単位で、まずは行政職員対象の研修を開催する。そして、一般住民へと拡げていく。

条例を周知→その条例の内容を実施することで、どんな効果があるのか・プラスになることは何なのかを伝える取組みが必要だろうと思う。プラスになることは何なのか…そのイメージは具体的に描きづらい。障害がある・なしに関わらず、日々の生活で精いっぱいという状況の中にあって、この県の条例を知ってもらい、1 人 1 人がその内容を意識し実践されることでどんな社会になっていくのか実践されて変わった事例、こんな良い効果があった等を共有できる方が良いのではないか。

学校での周知が効果的だと、思います。

周知や啓蒙はいつも悩むところです。やはり待ちの姿勢ではなかなか進んでくれないです。いつでも門戸を開いて待っていますよ、と言う姿勢では難しいと思い始めました。やはり押しかけが必要かと思います。

政策としては有効的か、そこまで言い切れないのが正直のところである。

4 その他（意見等）

・条例作成時にも様々な議論があったようだが、条例の名称が長すぎる。ろうあ協会などが長年要望されているように、手話言語条例の制定は進める方がいいのではないか。もしこれまでのように、滋賀のスタイルとして手話以外にも、意思伝達についての条例とするなら、「障害のある人の意思疎通に関する条例」とする方がいいのではないか。近江八幡市選挙管理委員会と法人が協力して、重度の障害のある人が選挙で自分の意思を示す取り組みを実践されている。そのような事例を集め、本人や家族、事業所、県民、自治体に広く知らせ、選挙権を行使できる活動も必要と考える。

障害のある人々が社会の中で、どんな場面でも安心してコミュニケーションが取れるよう、できるだけたくさんの人に条例を知ってもらいたいと思います。

今回の調査結果の共有をお願いします。条例パンフレットに「失語症」に関する記載がありません。パンフレット見直しの際に検討をよろしくお願いします。

条例は理念や基本的な指針を示しており、施行規則、各課における基本計画等を整備し、見える化して具体的な方策を定めてほしい。罰則規定までは不要です。また、手話言語単独の条例を作してほしいとの要望には根強いものがあります。

・手話が主になっているが、点字や代筆・代読にも注力してほしい。

社会の中で気づきにくいバリアを明らかにするためには、地域で皆が交流できる場を設定するなど福祉側が意図的に外に開いていかないと社会との交流が生まれません。例えば、高齢者施設や障害者施設では利用者と職員だけの閉じられた世界となってしまう排他的で閉鎖的になってしまっています。正しい理解と適切な支援が差しのべられる地域で不自由なく暮らしていけるよう「隣で暮らしていても当たり前」となるべく行政の力強い後押しをいただけることが共生社会の始まりであってほしいと思っています。

昨年度「手話施策推進法」ができ、第3条に「国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する」とある。この条例とは別に「手話言語条例」が必要ではないか。

「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」は、1つにまとめるのではなく、独立した2本の条例として個別に制定すべきです。それぞれの目的と当事者のニーズが異なるため、分離することで初めて双方の実効性が高まり、県民の深い理解と当事者の権利尊重につながります。2本の条例に分けることで、法人が取り組むべきアクションが明確になります。「手話言語条例」

に基づき手話通訳者の配置や環境整備を進める一方で、「情報コミュニケーション条例」に基づき多様な特性への合理的配慮(筆談や IT ツールの活用など)を整えるというように、法人がそれぞれの目的を正しく理解し、実効性のある対応を取りやすくなります。

障害認定を受けた当事者を集め、「補聴器は万能ではないこと」「自分自身の難聴特性を学ぶこと」「リハビリの必要性を認識すること」を目的とする講習を福祉圏域ごとに開催する試みはどうだろうか。講習には要約筆記(文字通訳)を付け、派遣制度の周知をはかることも効果的。不定期でも構わない。当事者の安定した社会参加のため、実現を期待したい。

条例によって障害への理解が促進されることにより、障害を有することの様々な困難さも明らかになっていくことが予想される。それによって障害者が不利益を被ることの無いよう、共生する社会の実現に向けて、継続的な活動に取り組んでほしい。

国や他府県に合わせて体裁を整えただけの条例では、情報の取得や意思疎通に難をきたしている人達を救うことは出来ない。障害者が自ら意思決定し、豊かな社会を送れるような施策が必要。

本条例の改定から単独の手話言語条例を独立させるべき。